

独立行政法人国際農林水産業研究センター 分科会ヒアリング資料

目 次

- (1) 独立行政法人の事務・事業の見直し当初案・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況・ 10
- (参考資料)
- 法人の概要
 - 法人パンフレット

平成 22 年 9 月 14 日

農林水産省

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	農林水産省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
国際農林水産業研究センター	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究	<p>【業務の重点化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究課題については、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に基づいて策定された「農林水産研究基本計画」(平成22年3月30日農林水産技術会議決定)及び政策部局からの要請を踏まえて設定。具体的には、国際的な技術開発ニーズを踏まえつつ、国際的な食料需給の安定、我が国の食料安定供給に資する研究を強化。 	<p>【支部・事業所等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の研究拠点(石垣)の必要性について、業務のあり方とともに引き続き精査。 <p>【事務事業主体の見直し】</p> <p>【重複排除・事業主体の一元化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の組織形態を維持。なお、内閣府・文部科学省が主導している研究開発を担う法人の機能強化検討チームや総合科学技術会議の研究開発システムワーキンググループ等、政府全体において研究独法のあり方について検討が進められていることから、本検討の状況を踏まえて対応。 	<p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府より出資を受けた資産の売却益、積立金等の現金及び預金について、通則法等の規定に基づき返納。 実物資産については今後、事務、事業の見直しと連動して検討。 <p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約監視委員会監視のもと、競争性のない随意契約及び一者応札の見直しを引き続き徹底。 複数の研究機関が共同で研究を行う場合は、その研究グループと契約締結することで、平成22年度新規予算から競争性のない随意契約を原則として廃止。継続予算についても平成23年度から同様に見直し。 <p>【自己収入の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部からの資金提供による共同研究及び、特許の実施許諾の増加に向け、展示会等への出展、シンポジウムの開催等の取組を強化。 <p>【管理運営の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務を効率的・効果的に推進するための組織体制・人員配置を検討。 コスト削減に向け、引き続き、施設等研究資源の効率的利用を検討。 給与については、引き続き、国家公務員給与に準拠。 <p>【事業の審査、評価の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期中期目標期間においては、研究水準の国際的評価について検討するとともに、政策部局との連携を強化する観点から、政策部局による評価を的確に反映させる仕組みを検討。また、ガバナンスを強化するため、評価結果をより適切に業務運営に反映させる方法についても検討。 <p>【業務のアウトソーシング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化をさらに進めるため、刊行物の発行等についてアウトソーシング可能な業務を抽出。 <p>【給与振込の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則1口座への振込に同意するよう、引き続き要請し、経費の削減及び事務の合理化を図る。 <p>【海外出張旅費の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国家公務員の規程に準じて運用。

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター			府省名	農林水産省		
沿革	昭和 45.6 農林省 熱帯農業研究センター → 平成 5.10 農林水産省 国際農林水産業研究センター →平成 13.4 独立行政法人 国際農林水産業研究センター →平成 20.4 独立行政法人 国際農林水産業研究センター 平成 15.10 独立行政法人 緑資源機構 → 一部業務承継						
中期目標期間	第1期 平成 13 年 4 月～18 年 3 月 第2期 平成 18 年 4 月～23 年 3 月 (20 年見直し)						
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数 (うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員	非常勤職員		
	4 人 (2 人)	3 人 (1 人)	1 人 (1 人)	187 人	169 人		
年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要約)	
国からの 財政支出 額の推移 (単位:百万円)	一般会計	3,395	3,349	3,639	3,840	3,774	3,641
	特別会計	-	-	-	-	-	-
	計	3,395	3,349	3,639	3,840	3,774	3,641
	うち運営費交付金	3,237	3,275	3,601	3,756	3,714	3,593
	うち施設整備費等補助金	47	74	38	84	60	48
うちその他の補助金等	111	-	-	-	-	-	
支出予算額の推移 (単位:百万円)	3,482	3,551	3,905	4,123	4,014	-	
利益剰余金 (又は繰越欠損金) の推移 (単位:百万円)	15	25	65	109			
発生要因	①平成 18 年度においては、個別法に基づき承認された第 1 期中期目標期間中に自己収入により取得した資産の期末簿価額、棚卸し資産及び前渡金等の前中期目標期間繰越積立金を計上。残余については国庫に納付。 ②平成 19 年度以降においては、通則法第 44 条第 1 項に基づく積立金及び当期未処分利益を計上。22 年度末における残余については国庫に納付予定。						
	見直し案	適切な会計処理であり、見直しの必要はない。					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	82	172	143	274			
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	3,645	3,603	4,668	4,272	(見込み)	4,125 (見込み)	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	-						

<p style="text-align: center;">中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成 21 年度実績）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中における総合評価は各年度とも「A」であった。 ・ 「業務運営の効率化に関する事項」の全ての項目とも毎年度評価は「A」であり、中期計画に則り順調な業務運営がなされている（一般管理費前年度比 3%減、業務経費前年度比 1%減、人件費 5 年間 5%以上削減）。 ・ 人員計画においては、緑資源機構からの承継職員 36 名を含め 161 名→188 名の期末見込み人数としていたが、既におおむね削減を達成（H22.1 現在 187 名）。 ・ 本法人の給与は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠して策定した独立行政法人国際農林水産業研究センター職員給与規程に基づき支給している。
---	--

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター		府省名	農林水産省
事務及び事業名	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究			
事務及び事業の概要	① 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習。 ② 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	3,640,969,000 円 (▲133,007,000 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	－ 円 (－ 円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	187人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	・ 研究課題については、「食料・農業・農村基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)に基づいて策定された「農林水産研究基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日農林水産技術会議決定)及び政策部局からの要請を踏まえて設定。具体的には、国際的な技術開発ニーズを踏まえつつ、国際的な食料需給の安定、我が国の食料安定供給に資する研究を強化。			
備考〔補足説明〕	・ 国際的な食料需給の安定、我が国の食料安全保障に寄与し「食料・農業・農村基本計画」の実現を支えるためには、開発途上地域の農林水産技術の向上に資する研究を重点的に実施することが必要。 ・ 本業務が廃止された場合、「食料・農業・農村基本計画」の実現に必要な技術開発が行われず、農林水産政策の推進に重大な支障を及ぼすおそれ。 ・ 本業務で実施する研究開発は、長期にわたり多額の投資を必要とし、リスクが高く、かつ研究成果が必ずしも利益に直結しないため、民営化した場合は確実に実施されないおそれ。 ・ 研究開発独法については、政府全体で研究開発の効果的推進に関する検討が始められていることから、これらの動向を見据えて検討する必要。			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし			

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター		府省名	農林水産省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>・ 現行の研究拠点（石垣）の必要性について、業務のあり方とともに引き続き精査。</p>	<p>・ 現行の組織形態を維持。なお、内閣府・文部科学省が主導している研究開発を担う法人の機能強化検討チームや総合科学技術会議の研究開発システムワーキンググループ等、政府全体において研究独法のあり方について検討が進められていることから、本検討の状況を踏まえて対応。</p>		
備考〔補足説明〕			<p>・ 開発途上地域の農林水産技術の向上に資する研究を重点的に実施することにより、国際的な食料需給の安定、我が国の食料安全保障に寄与し「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）の実現を支えるためには本法人は必要。</p>	

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター	府省名	農林水産省
見直し項目	非公務員化		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月1日措置済み。 		
備考〔補足説明〕			

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター		府省名	農林水産省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府より出資を受けた資産の売却益、積立金等の現金及び預金について、通則法等の規定に基づき返納。 ・ 実物資産については今後、事務、事業の見直しと連動して検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約監視委員会監視のもと、競争性のない随意契約及び一者応札の見直しを引き続き徹底。 ・ 複数の研究機関が共同で研究を行う場合は、その研究グループと契約締結することで、平成22年度新規予算から競争性のない随意契約を原則として廃止。継続予算についても平成23年度から同様に見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部からの資金提供による共同研究及び、特許の実施許諾の増加に向け、展示会等への出展、シンポジウムの開催等の取組を強化。 	
備考〔補足説明〕		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者（弁護士、公認会計士、ジャーナリスト）と常任の監事で構成される「契約監視委員会」を平成21年11月に設置し、契約の点検・見直しを実施（競争性のない随意契約を21件（H20）から19件（H21）に見直し。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現中期目標期間の自己収入は、平成18年度494千円、平成19年度120千円、平成20年度104千円、平成21年度157千円となっている。 	

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター		府省名	農林水産省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
<p align="center">運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を効率的・効果的に推進するための組織体制・人員配置を検討。 ・コスト削減に向け、引き続き、施設等研究資源の効率的利用を検討。 ・給与については、引き続き、国家公務員給与に準拠。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期中期目標期間においては、研究水準の国際的評価について検討するとともに、政策部局との連携を強化する観点から、政策部局による評価を的確に反映させる仕組みを検討。また、ガバナンスを強化するため、評価結果をより適切に業務運営に反映させる方法についても検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化をさらに進めるため、刊行物の発行等についてアウトソーシング可能な業務を抽出。 	
<p align="center">備考〔補足説明〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現中期目標期間の人員計画においては、緑資源機構からの承継職員 36 名を含め 161 名→188 名の期末見込み人数としていたが、既におおむね削減を達成（H22.1 現在 187 名）。 ・ラスパイレス指数（対国家公務員：21 年度） 事務・技術職員 104.7 研究職員 99.5。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の業務実績については、外部評価会議を活用することにより、第三者の視点を踏まえた自己評価を実施しているところ。 		

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター		府省名	農林水産省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し	その他（適宜項目を設定）	
<p>運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>・ 2口座への振込を行っている職員に対し、<u>原則1口座への振込に同意するよう、引き続き要請し、経費の削減及び事務の合理化を図る。</u></p> <p>『平成22年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』</p>	<p>・ 海外への航空機出張におけるファーストクラスの利用は認めておらず、ビジネスクラスの利用についても一定の役職以上の役職員にのみ認めているなど、既に国家公務員の規程に準じた旅費規程となっていることから、<u>引き続き、国家公務員の規程に準じて運用する。</u></p> <p>『平成22年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の海外出張旅費』</p>		
<p>備考〔補足説明〕</p>	<p>・ 給与の口座振込については、厚生労働省基準局長通達（基発第530号）に基づき、労働組合と労働協約を締結の上、職員からの申し出により行うこととなる。</p>			

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

農林水産省所管(10 法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
24	国際農林水産業 研究センター (16)	● 非公務員化	① 平成 18 年 4 月 1 日から非公務員化。
		● 他法人等との役割分担の一層の明確化	① 勧告の方向性を踏まえ、中期計画に「国際的な食料・環境問題の解決に向けた農林水産技術の研究開発」、「国際的な食料・農林水産業及び農山漁村に関する動向把握のための情報の収集・分析並びに提供」を通じて、開発途上地域の農林水産技術の向上に貢献することを明記。
		● 国際貢献に資する研究に重点化	① 平成 18 年度に、開発途上地域の問題を的確に把握し、研究戦略を立案する機能を強化するため、理事長、理事直属の研究戦略調査室を設置し、国際食料需給情報の収集やアフリカ戦略調査の実施など、国際共同研究に関する国内外の情報の分析・整理を実施。 平成 20 年度に、開発途上地域の共同研究相手機関からの意見聴取、所内検討会議等を行い、研究業務の中間評価・見直しを実施。32 の研究プロジェクトのうち 12 プロジェクトについて中止、強化(拡充)、重点化を図り、現行プロジェクトの組替え 2 件を含む新規プロジェクト 5 件を採択。

国際農林水産業研究センターの概要

目的・業務内容

地球規模の食料・環境問題に対処して、国際的な食料需給の安定を通じて、我が国の食料安全保障に貢献するため、熱帯や亜熱帯に属する地域、その他開発途上地域に対する我が国の国際貢献として、これらの地域の農林水産業に関する技術について試験及び研究を実施。

具体的には

- ・干ばつの多発等により農業生産環境が不安定な地域における生産安定技術や地域の生物資源の活用に関する技術の開発
- ・農林水産業の持続的な発展を図るための土壌や水資源等の管理技術や生産技術の開発
- ・地球規模の環境変動が農林水産業に与える影響の解明及び対応技術の開発
- ・国際的な食料・農林水産業及び農山漁村に関する動向把握のための情報の収集・分析・提供を実施

役職員・組織

- 役員 理事長 1 名、理事 1 名、監事 2 名
- 職員 187名 うち研究職員106名
- 組織 本部（筑波地区）、
熱帯・島嶼研究拠点（沖縄県）

予算（平成22年度計画）

（収入）	4,017百万円
運営費交付金	3,752百万円
受託収入	197百万円
施設整備費補助金	60百万円
諸収入	2百万円
その他	6百万円
（支出）	4,014百万円

国際農林水産業研究センターの研究成果と開発途上地域との関わり

途上国・国際機関との共同研究による世界の食料・環境問題解決への貢献

○世界の食料需給の安定のため、乾燥、塩害に強い作物を開発

・アフリカ向けイネのネリカ等の品種・土壌・水管理技術の開発
【アフリカ稲倍増計画への貢献：現在サブサハラにおいて1,400万トン】

・植物を乾燥、塩害に強くする遺伝子(DREB)を発見。これを活用したイネ、ムギ等の作物開発を国際研究機関と共同実施中



ネリカ
(New Rice for Africa)



DREB1組換えイネの
乾燥耐性

○未利用バイオマス資源、農作物残渣からのバイオエタノール生産技術を開発

・オイルパーム廃棄木から効率的にエタノール変換できることを発見※
【途上国における燃料用アルコール供給の拡大、温室効果ガス排出量削減に貢献】

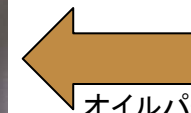
※東南アジアには年間280万kLのエタノールを生産可能なオイルパーム廃棄木が賦存



オイル
パーム
廃棄木



エタノール
(約70L/廃
棄木1本)



オイルパーム
から得た樹液

